

【 二輪車通学に関する規程 】

- 第1条 自動二輪車または原動機付自転車（以下、総称し「二輪車」という）通学を規制し、不用意な交通事故を誘発しないようにこの規程を定める。
- 第2条 本学構内の駐輪場の数に限りがあるため、二輪車通学構内乗り入れに制限を設ける場合がある。
- 第3条 二輪車通学構内乗り入れを希望する学生は、次項により毎年度許可を受ける。
- 2 二輪車通学構内乗り入れの申請基準は、任意自動車保険の対人賠償3,000万円以上に加し、次のすべての条件に該当する学生に限る。
- 一. 通学上その必要が認められる者
 - 二. その他、学校が定める者
- 第4条 二輪車通学構内乗り入れを希望する学生は、所定の用紙に該当事項を記入の上、必要な書類を添付して、指定された期間内に学生支援課で申請を行う。
- 第5条 二輪車通学構内乗り入れを許可した学生には、「入校駐車許可証」を交付する。また、交付時に指定された手数料を納付する。
- 2 前項で許可を得た学生は「入校駐車許可証」を二輪車後部の見やすい位置に貼付する。
- 第6条 二輪車通学構内乗り入れが不適当であると判断されるときは許可を取り消す。

附 則

1. この規程は、平成18年4月1日から施行する。
2. この改正規程は、平成30年6月6日から施行する。
3. この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。
4. この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。